

令和8年7月30日（木）午後2時から
品川区立中小企業センター3F大会議室

令和8年度 第1回 品川区特別支援教育推進計画検討委員会 次 第

1. 開 会
2. 教育長挨拶
3. 委員紹介
4. 委員長の選出・副委員長の指名
5. 品川区特別支援教育推進計画検討委員会について
6. 品川区特別支援教育推進計画検討委員会会議公開基準の決定
(一時閉会)
7. 議 事
 - (1) 検討委員会スケジュールについて
 - (2) 品川区特別支援教育推進計画について
 - ① 背景となる国・東京都の動向
 - ② 品川区特別支援教育推進計画策定の経緯
 - ③ 区における特別支援教育の現状
 - ④ 区の「特別支援教育のあり方」に対する基本的な考え方（案）
 - (3) 品川区特別支援教育推進計画の計画構成（案）について
 - (4) 当事者（児童・生徒、保護者）の意見聴取（案）
8. その他質疑
9. 閉 会

【配布資料】

- | | |
|------|-----------------------------|
| 資料1 | 委員名簿 |
| 資料2 | 品川区特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱 |
| 資料3 | 品川区特別支援教育推進計画検討委員会会議公開基準（案） |
| 資料4 | 検討委員会スケジュール |
| 資料5 | 背景となる国・東京都の動向 |
| 資料6 | 品川区特別支援教育推進計画策定の経緯 |
| 資料7 | 区における特別支援教育の現状等 |
| 資料8 | 区の特別支援教育のあり方に対する基本的な考え方（案） |
| 資料9 | 特別支援教育推進計画の構成（案） |
| 資料10 | 当事者の意見聴取の方法・内容（案） |

品川区特別支援教育推進計画検討委員会 委員名簿

任期：令和 8 年 6 月 2 3 日から教育長に結果報告をした日まで

(順不同・敬称略)

No.	区 分	氏 名	職 名
1	学識経験者	やまなか 山中 ともえ	白百合女子大学人間総合学部初等教育学科 特別専任教授
2	学識経験者	おおぜき ひろひと 大関 浩仁	十文字学園女子大学教育人文学部児童教育学科 教授
3	障害者団体の代表	さとう なおこ 佐藤 直子	品川区手をつなぐ育成会 会長
4	区内関係団体の代表者	ひらばやし しげお 平林 繁雄	品川区青少年対策地区委員会連合会 会長
5	P T A の代表者	こうち おさむ 河内 理	品川区立小学校 P T A 連合会 会長
6	P T A の代表者	すぎやま じょうじ 杉山 錠士	品川区立中学校 P T A 連合会 会長
7	特別支援学校長	にしむら 西村 みゆき	東京都立品川特別支援学校 校長
8	学校長	なかごおり ゆき 中郡 裕帰	中延小学校 校長
9	学校長	さねまつ みちよ 実松 美智代	大崎中学校 校長
10	学校長	くらなみ りえ 倉次 里絵	日野学園 統括副校長
11	教育次長	こばやし とおる 小林 徹	品川区教育委員会事務局 教育次長
12	区関係所管課長	そめや ひろき 染谷 洋紀	品川区子ども未来部 保育施設運営課長
13	区関係所管課長	いしばし みか 石橋 美佳	品川区福祉部 障害者施策推進課長
14	区関係所管課長	かわむら たけし 川村 岳	品川区健康推進部 品川保健センター所長
-	事務局	あらき こうた 荒木 孝太	品川区教育委員会事務局 学校施設担当課長
-	事務局	さかがわ たかふみ 酒川 敬史	品川区教育委員会事務局 指導課長
-	事務局	いしい けんたろう 石井 健太郎	品川区教育委員会事務局 学務課長
-	事務局	たかぎ けいいち 高木 圭一	品川区教育委員会事務局 教育施策推進担当課長
-	事務局	ほどさわ ひさのり 保土澤 尚教	品川区教育委員会事務局 教育総合支援センター長
-	事務局	あらい まさやす 新井 正康	品川区教育委員会事務局 特別支援教育担当課長
-	事務局	いしはら ともゆき 石原 朋之	品川区教育委員会事務局教育総合支援センター 統括指導主事
-	事務局	にしおか ゆか 西岡 裕香	品川区教育委員会事務局教育総合支援センター 指導主事
-	事務局	しいき あきひろ 椎木 亮博	品川区教育委員会事務局教育総合支援センター 特別支援教育担当主査
-	事務局	みやぎ けいすけ 宮城 恵介	品川区教育委員会事務局教育総合支援センター 特別支援教育担当主査
-	事務局	くりた いくみ 栗田 育美	品川区教育委員会事務局教育総合支援センター 特別支援教育担当

品川区特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱

令和 8 年 6 月 1 日教育長決定 要綱第 1 3 号

(設置)

第 1 条 個別の教育的ニーズのある子ども一人ひとりの教育環境の充実を図り、教育におけるインクルージョンを多角的・計画的に推進することを目的とした品川区特別支援教育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、品川区特別支援教育推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、計画の策定に関する事項を審議・検討し、その結果を教育長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する委員 1 4 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 障害者団体の代表者

(3) 区内関係団体の代表者

(4) P T A の代表者

(5) 特別支援学校長

(6) 学校長

(7) 教育次長

(8) 区関係所管課長

(9) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、教育長が委嘱した日から第 2 条の規定による報告があった日までとする。

(委員長および副委員長)

第 4 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないとき、この限りでない。
- 4 会議の公開の方法、公開の可否その他会議の公開に関し必要な事項は、委員長が定める。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総合支援センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から適用する。
- 2 この要綱は、教育長に計画の策定に関する報告をした日にその効力を失う。

品川区特別支援教育推進計画検討委員会会議公開基準

制定 令和 8 年 7 月 3 0 日 品川区特別支援教育推進計画検討委員会委員長決定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、品川区特別支援教育推進計画検討委員会（令和 8 年品川区教育長決定要綱第 1 3 号）第 5 条の規定により、会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の非公開)

第 2 条 品川区特別支援教育推進計画検討委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、品川区特別支援教育推進計画検討委員会の会議（以下「会議」という。）の内容に、品川区情報公開条例（平成 9 年品川区条例第 2 5 号）第 7 条各号に掲げる情報が含まれるとき（含まれることが見込まれるときを含む。）その他会議を公開することにより円滑な会議の実施に支障が生じるおそれがあると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議を非公開とするときは、原則として、委員会を招集する際にその旨を、委員に周知するものとする。

3 品川区特別支援教育推進計画検討委員会の委員は、第 1 項の規定に基づき、会議を非公開とする必要があると思慮するときは、委員長にその旨を申し出ることができる。

(開催の周知等)

第 3 条 会議の開催日時、開催場所、公開非公開の別、定員については、品川区のウェブサイト上で周知を行う。

2 前項の定員については、会場の広さ等を勘案し、定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第 4 条 会議当日に庶務の係員は、会議を傍聴しようとする者に対し、傍聴券（別記様式）の交付を行い、傍聴券に住所および氏名を記入させるものとする。

2 傍聴券は、会議当日先着順に一人につき 1 枚交付するものとする。

3 係員は、会議の開催場所に入室しようとする者に対し、傍聴券を提示させるものとする。

4 傍聴券は、退室の際、係員が回収するものとする。

(傍聴できない者)

第 5 条 次に該当する者は、会議の傍聴を認めないものとする。

(1) 他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

(2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（第 7 条ただし書による許可を得た者を除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴にあたって守るべき事項）

第 6 条 傍聴にあたっては、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 会議の内容や発言に対し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食、喫煙、または談笑しないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の制限）

第 7 条 会議の撮影、録音等は禁止する。ただし、あらかじめ委員長の許可を受けている場合にあってはこの限りでない。

（違反に対する措置等）

第 8 条 傍聴人がこの基準に違反したときは、委員長は、これを制止し、その指示に従わないときは、これを退室させることができる。

（会議の資料の閲覧等）

第 9 条 会議の資料は、傍聴人の閲覧に供するものとする。ただし、会議の資料中に、品川区情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報が含まれる場合は、これを除外して閲覧に供するものとする。

2 委員会は、会議終了後、会議の議事要旨を作成し、会議の資料とともに品川区のウェブサイト上で公開するものとする。ただし、議事要旨または会議の資料中に、品川区情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報が含まれる場合は、これを除外して公開を行うものとする。

別記様式（第 4 条関係）

（表）

__年第__回 品川区特別支援教育推進計画検討委員会

傍聴券

交付年月日__年__月__日

傍聴人 氏名_____

住所_____

- ※ 交付当日に限り有効
- ※ 氏名住所を記載し、退室時に係員に返却してください。
- ※ 裏面の注意事項（品川区特別支援教育推進計画検討委員会会議公開基準抜粋）をご確認ください。

（裏）

品川区特別支援教育推進計画検討委員会会議公開基準（抜粋）

（傍聴できない者）

第 5 条 次に該当する者は、会議の傍聴を認めないものとする。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（第 7 条ただし書による許可を得た者を除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

（傍聴にあたって守るべき事項）

第 6 条 傍聴にあたっては、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 会議の内容や発言に対し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食、喫煙、または談笑しないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の制限）

第 7 条 会議の撮影、録音等は禁止する。ただし、あらかじめ委員長の許可を受けている場合にあってはこの限りでない。

（違反に対する措置等）

第 8 条 傍聴人がこの基準に違反したときは、委員長は、これを制止し、その指示に従わないときは、これを退室させることができる。

品川区特別支援教育推進計画検討委員会 スケジュール

日 程	概 要
令和 8 年 7 月	第 1 回検討委員会
	日 時：令和 8 年 7 月 3 0 日（木） 1 4：0 0～ 場 所：中小企業センター 3 F 大会議室 内 容：・委員紹介 ・委員長の選出 ・検討委員会スケジュールについて ・品川区特別支援教育推進計画について ほか
9 月	第 2 回検討委員会
	日 時：令和 8 年 9 月 8 日（火） 1 4：0 0～ 場 所：荏原第五区民集会所 第一集会室 内 容：・計画骨子案の提示 ・計画骨子案に対する意見交換
1 1 月	第 3 回検討委員会
	日 時：令和 8 年 1 1 月 9 日（月） 1 0：0 0～ 場 所：中小企業センター 3 F 大会議 内 容：・計画素案の提示 ・計画素案に対する意見交換
1 2 月	パブリックコメントの実施
令和 9 年 1 月	第 4 回検討委員会
	日 時：令和 9 年 1 月 1 9 日（火） 1 0：0 0～ 場 所：荏原第五区民集会所 第一集会室 内 容：・パブリックコメントの結果について ・計画素案修正案の提示 ・計画素案修正案に対する意見交換
3 月	第 5 回検討委員会
	日 時： 令和 9 年 3 月 1 8 日（木） 1 4：0 0～ 場 所： 未定 内 容：・計画の決定について ・総括

背景となる国・東京都の動向

(1)国の動向

平成 19 年 4 月：特別支援教育の本格的実施（平成 18 年 3 月学校教育法等改正）

- 「特殊教育」から「特別支援教育」へ
- 盲・聾・養護学校から特別支援学校
- 特別支援学校のセンター的機能
- 小中学校における特別支援教育
- 等

平成 23 年 8 月：改正障害者基本法施行

- 十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善・充実
- 本人・保護者の意向を可能な限り尊重
- 交流及び共同学習の積極的推進
- 等

平成 24 年 7 月：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）

- 就学相談・就学先決定の在り方
- 合理的配慮、基礎的環境整備
- 多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進
- 教職員の専門性向上
- 等

平成 26 年 1 月：障害者権利条約批准

- インクルーシブ教育システムの理念
- 合理的配慮の提供
- 等

令和 3 年 5 月：障害者差別解消法改正（令和 6 年 4 月 1 日全面施行）

- 不当な差別的取扱いを禁止、合理的配慮の提供が義務化 ➡ 共生社会の実現

令和 5 年 3 月：「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」の公表

- 通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校 8.8% 高等学校 2.2% であると示され、**全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性**があることが示されている。

令和 8 年 4 月：高次脳機能障害者支援法施行

- 高次脳機能障害に関する教職員の理解啓発
- 学校における実態把握
- 高次脳機能障害を有する児童生徒への適切な支援（教育的支援・就労の支援・権利利益の擁護・専門的知識を有する人材の確保）

令和 9 年 3 月：学習指導要領等の改訂（小学校は令和 12 年度～、中学校は令和 13 年度～全面实施）

- 改訂に向けたワーキンググループでは、合理的配慮の提供・特別支援学級の質の確保・交流及び共同学習の充実等について方策が検討されているほか、通級による指導の見直しにおいては、障害の状態等を踏まえ特に必要がある場合には、自立活動に加えて各教科の内容の一部の指導も可能すること等が検討されている。

(2)東京都の動向

平成 29 年 2 月：東京都特別支援教育推進計画（第二期）を策定

- 「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人ひとりの能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」を基本理念とし、特別支援教育を推進している。
- 平成 29 年～令和 9 年度（計画期間 11 年間）の長期計画、特別支援教育の方向性を示す。

令和 7 年 3 月：東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画を策定

- 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実
- センター的機能を活用した小・中学校教員の専門性の向上
- 特別支援教室の円滑な運営
- 発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実
- インクルーシブ教育支援員の配置 ○デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発
- 特別支援学級中核教員の認定 ○合理的配慮の適切な提供に向けた支援 等

品川区特別支援教育推進計画の策定の経緯について

■ 区の特別支援教育を取り巻く環境

1 就学相談、転学相談、通級相談の件数の増加（詳細は補足資料を参照）

① 5年前と比較し、就学相談の件数が1.6倍に増加（R2年度285件、R7年度466件）

※ 5歳児健康診査の本格実施により更に増加の可能性あり。

② 5年前と比較し、転学相談の件数が2.2倍に増加（R2年度25件、R7年度55件）

③ 5年前と比較し、通級相談の件数が1.4倍に増加（R2年度155件、R7年度223件）

2 特別支援学級の在籍児童・生徒、特別支援教室の利用児童・生徒数の増加（詳細は補足資料を参照）

① 5年前と比較し、特別支援学級の在籍児童・生徒が1.6倍に増加（R3年5月1日283名、R8年5月1日460名）

② 特別支援教室の利用児童・生徒数が直近5年間に於いて高水準で推移（R4:807名、R5:734名、R6:717名、R7:709名、R8:813名）

※ 就学相談の件数増加により更に増加の可能性あり

3 発達障害の児童・生徒の支援ニーズ増加（詳細は補足資料を参照）

① （再掲）近年の特別支援教室の利用児童・生徒数は700名～800名前後の高水準で推移

② 自閉症・情緒障害特別支援学級を順次開設（小学校・前期課程2校、中学校・後期課程2校）

<まとめ>

- ・就学前から就学への円滑な接続のための相談体制の充実の必要性
- ・特別な支援を必要とする児童・生徒の増加に伴う多様な学びの場の確保の必要性

■ 計画策定の必要性

- ① 品川区教育振興基本計画・品川区教育ビジョン 令和7年3月策定

柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」

- ② 品川区教育振興基本計画アクションプラン 令和7年11月策定

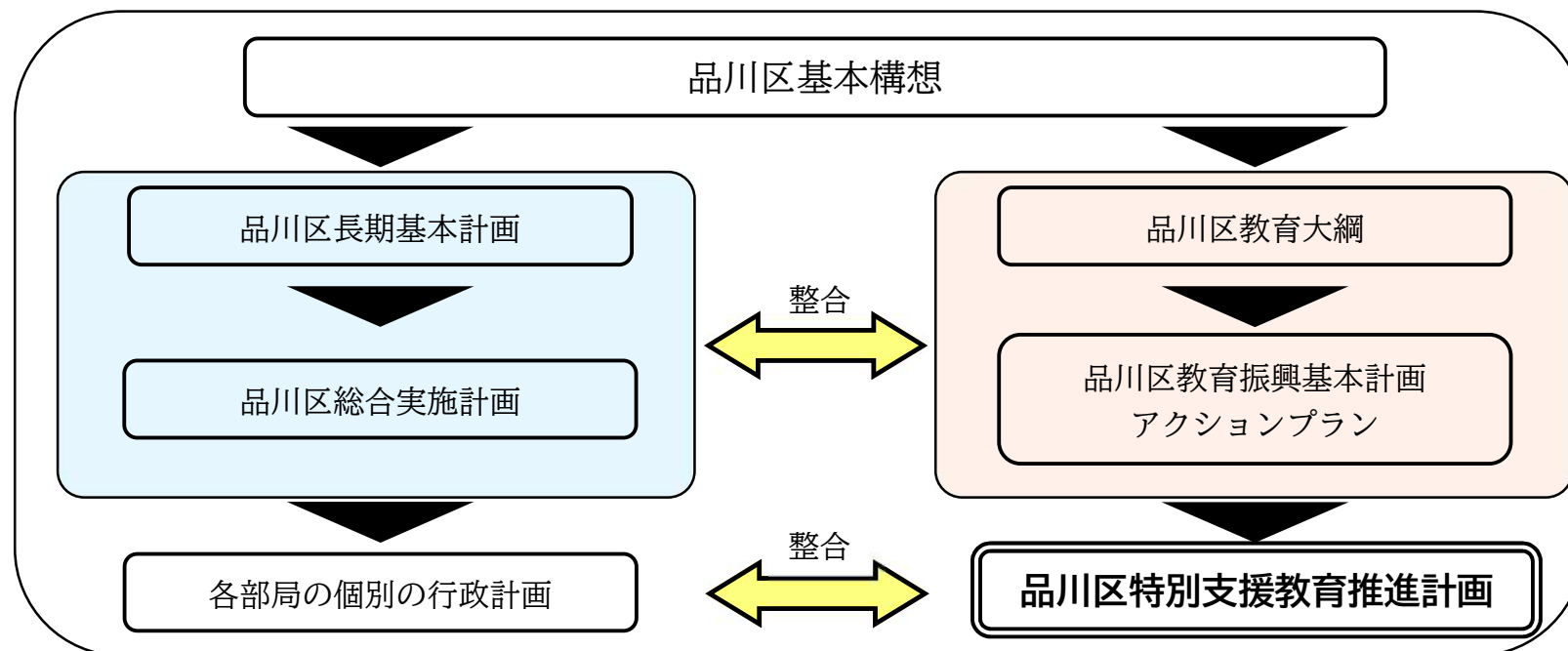
方針7「ダイバーシティ&インクルージョンに根差した教育」

⇒ これらの実現のため、区の個別計画にあたる特別支援教育推進計画を策定することで、中長期的な特別支援教育の方向性を確立、施策を包括的・体系的に整理する。

➡ 中長期の視点から個別最適な支援を充実させ、学級・学校全体での教育活動の円滑化を図り、誰一人取り残さない「教育のインクルージョン」を推進する。

(参考) 23区における特別支援教育推進計画の策定状況： 23区中10区程度が策定済み（インターネットによる調査）

■ 特別支援教育推進計画の位置付け



■ 特別支援教育推進計画の策定体制等

- ・ 学識経験者、教育関係機関、障害者団体、区関係所管等の委員により構成する品川区特別支援教育推進計画検討委員会を設置し、計画内容などに関して審議・検討を行い、計画を策定する。
- ・ 検討委員会は時限的な組織（令和9年3月31日まで）であるが、区教育委員会にて計画の進捗状況の確認、必要に応じて見直しを図る。

【就学相談の受付件数・割合の推移について】

就相実施年度	入学年度	就学相談の受付件数			小学校・前期課程における割合等				中学校・後期課程における割合等			
		合計	小学校・前期課程(a)	中学校・後期課程(b)	5/1時点新1年児童数(c)	5/1時点全児童数(d)	新1割合(a/c)	全児童割合(a/d)	5/1時点新7年生生徒数(e)	5/1時点全生徒数(f)	新7割合(b/e)	全生徒割合(b/f)
H23年度	H24年度入学	105	72	33	2,376	13,243	3.03%	0.54%	1,604	4,641	2.06%	0.71%
H24年度	H25年度入学	115	80	35	2,485	13,367	3.22%	0.60%	1,623	4,734	2.16%	0.74%
H25年度	H26年度入学	118	78	40	2,584	13,627	3.02%	0.57%	1,725	4,867	2.32%	0.82%
H26年度	H27年度入学	135	100	35	2,623	14,032	3.81%	0.71%	1,615	4,873	2.17%	0.72%
H27年度	H28年度入学	195	136	59	2,737	14,500	4.97%	0.94%	1,662	4,898	3.55%	1.20%
H28年度	H29年度入学	212	146	66	2,749	14,943	5.31%	0.98%	1,690	4,859	3.91%	1.36%
H29年度	H30年度入学	265	174	91	2,839	15,389	6.13%	1.13%	1,629	4,853	5.59%	1.88%
H30年度	R1年度入学	271	181	90	3,036	15,907	5.96%	1.14%	1,735	4,939	5.19%	1.82%
R1年度	R2年度入学	328	219	109	3,243	16,562	6.75%	1.32%	1,789	5,009	6.09%	2.18%
R2年度	R3年度入学	285	188	97	3,213	17,021	5.85%	1.10%	1,777	5,121	5.46%	1.89%
R3年度	R4年度入学	376	238	138	3,365	17,502	7.07%	1.36%	1,809	5,161	7.63%	2.67%
R4年度	R5年度入学	406	248	158	3,180	17,706	7.80%	1.40%	1,831	5,189	8.63%	3.04%
R5年度	R6年度入学	439	287	152	3,169	17,891	9.06%	1.60%	1,831	5,218	8.30%	2.91%
R6年度	R7年度入学	452	308	144	3,202	18,041	9.62%	1.71%	1,885	5,268	7.64%	2.73%
R7年度	R8年度入学	466	313	153	3,203	18,020	9.77%	1.74%	1,983	5,408	7.72%	2.83%

< 就学相談の受付件数・割合の推移の分析 >

- 就学相談の件数（全体）としては令和3年度以降は毎年度過去最高を更新している。
- 平成23年度からの令和7年度までの就学相談の件数の増加件数としては新1年生の方が大きい。新1年生は241件増加（平成23年度：72件、令和7年度：313件）、新7年生は120件増加（平成23年度：33件、令和7年度：153件）。
- 就学相談を受けた新1年生が令和8年度の全新1年生に占める割合は約9.8％であり、およそ10人に1人が就学相談を受けている水準である。
- 就学相談を受けた新7年生が令和8年度の全新7年生に占める割合は約7.7％であり、およそ13人に1人が就学相談を受けている水準である。
- 平成23年度からの令和7年度までの児童数・生徒数に占める割合の増加幅としては新1年生の方が大きい。新1年生は6.7％増加（平成23年度：3.0％、令和7年度：9.8％）、新7年生は5.7％増加（平成23年度：2.1％、令和7年度：7.7％）。

< 分析結果のまとめ >

- 就学相談の件数（全体）としては令和3年度の増加が顕著である。
- 新1年生の就学相談の件数の増加が就学相談全体の増加を牽引している。

【転学相談の受付件数・割合の推移について】

転相実施年度	入学年度	転学相談の受付件数			小学校・前期課程における割合等		中学校・後期課程における割合等	
		合計	小学校・前期課程(a)	中学校・後期課程(b)	5/1時点全児童数(c)	全児童割合(a/c)	5/1時点全生徒数(d)	全生徒割合(b/d)
H23年度	—	19	13	6	13,243	0.10%	4,641	0.13%
H24年度	—	9	9	0	13,367	0.07%	4,734	0.00%
H25年度	—	8	8	0	13,627	0.06%	4,867	0.00%
H26年度	—	11	10	1	14,032	0.07%	4,873	0.02%
H27年度	—	12	8	4	14,500	0.06%	4,898	0.08%
H28年度	—	8	5	3	14,943	0.03%	4,859	0.06%
H29年度	—	16	10	6	15,389	0.06%	4,853	0.12%
H30年度	—	19	16	3	15,907	0.10%	4,939	0.06%
R1年度	—	19	12	7	16,562	0.07%	5,009	0.14%
R2年度	—	25	22	3	17,021	0.13%	5,121	0.06%
R3年度	—	32	18	14	17,502	0.10%	5,161	0.27%
R4年度	—	23	19	4	17,706	0.11%	5,189	0.08%
R5年度	—	54	42	12	17,891	0.23%	5,218	0.23%
R6年度	—	49	40	9	18,041	0.22%	5,268	0.17%
R7年度	—	55	44	11	18,020	0.24%	5,408	0.20%

< 転学相談の受付件数・割合の推移の分析 >

- 転学相談の件数（全体）としては長らく10件～30件程度で推移していたが、令和5年度に54件と急増し、その後も50件前後の高い水準が継続している。
- 転学相談の件数（全体）に対して小学校・前期課程が全体の約8割を占めている。
- 平成23年度からの令和7年度までの転学相談の件数の増加件数としては小学校・前期課程の方が大きい。小学校・前期課程は31件増加（平成23年度：13件、令和7年度：44件）、中学校・後期課程は5件増加（平成23年度：6件、令和7年度：11件）。
- 転学相談を受けた児童が令和8年度の全児童に占める割合は約0.24％であり、およそ417人に1人が転学相談を受けている水準である。
- 転学相談を受けた生徒が令和8年度の全生徒に占める割合は約0.20％であり、およそ500人に1人が転学相談を受けている水準である。
- 平成23年度からの令和7年度までの児童数・生徒数に占める割合の増加幅としては小学校・前期課程の方が大きい。小学校・前期課程は0.14％増加（平成23年度：0.10％、令和7年度：0.24％）、中学校・後期課程は0.07％増加（平成23年度：0.13％、令和7年度：0.20％）。

< 分析結果のまとめ >

- 転学相談の件数はR5年度に急増している。
- 小学校・前期課程の転学相談の件数の増加が転学相談全体の増加を牽引している。

【通級相談の受付件数・割合の推移について】

通相実施年度	入学年度	通級相談の受付件数			小学校・前期課程における割合等		中学校・後期課程における割合等	
		合計	小学校・前期課程(a)	中学校・後期課程(b)	5/1時点全児童数(c)	全児童割合(a/c)	5/1時点全生徒数(d)	全生徒割合(b/d)
H23年度	—	61	41	20	13,243	0.31%	4,641	0.43%
H24年度	—	66	53	13	13,367	0.40%	4,734	0.27%
H25年度	—	63	47	16	13,627	0.34%	4,867	0.33%
H26年度	—	83	66	17	14,032	0.47%	4,873	0.35%
H27年度	—	118	102	16	14,500	0.70%	4,898	0.33%
H28年度	—	162	147	15	14,943	0.98%	4,859	0.31%
H29年度	—	178	155	23	15,389	1.01%	4,853	0.47%
H30年度	—	191	173	18	15,907	1.09%	4,939	0.36%
R1年度	—	177	155	22	16,562	0.94%	5,009	0.44%
R2年度	—	155	141	14	17,021	0.83%	5,121	0.27%
R3年度	—	130	125	5	17,502	0.71%	5,161	0.10%
R4年度	—	112	104	8	17,706	0.59%	5,189	0.15%
R5年度	—	180	162	18	17,891	0.91%	5,218	0.34%
R6年度	—	182	175	7	18,041	0.97%	5,268	0.13%
R7年度	—	223	208	15	18,020	1.15%	5,408	0.28%

<通級相談の受付件数・割合の推移の分析>

- 通級相談の件数（全体）としては平成23年度から平成30年度までは一貫して増加し、令和元年度から令和4年度までは減少、令和5年度以降は再び増加に転じている。
- 通級相談の件数（全体）に対して小学校・前期課程が全体の約9割を占めている。
- 平成23年度からの令和7年度までの通級相談の件数の増加件数としては小学校・前期課程の方が大きい。小学校・前期課程は167件増加（H23年度：41件、R7年度：208件）、中学校・後期課程は5件減少（H23年度：20件、R7年度：15件）。
- 通級相談を受けた児童が令和8年度の全児童に占める割合は約1.15%であり、およそ87人に1人が通級相談を受けている水準である。
- 通級相談を受けた生徒が令和8年度の全生徒に占める割合は約0.28%であり、およそ357人に1人が通級相談を受けている水準である。
- 平成23年度からの令和7年度までの児童数・生徒数に占める割合の増加幅としては小学校・前期課程の方が大きい。小学校・前期課程は0.84%増加（H23年度：0.31%、R7年度：1.15%）、中学校・後期課程は0.15%減少（H23年度：0.43%、R7年度：0.28%）。

<分析結果のまとめ>

- 通級相談の件数は増加、減少したもののR5年度以降に増加に転じている。
- 小学校・前期課程の通級相談の件数の増加が通級相談全体の増加を牽引している。

【特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移について】

	総計	知的障害							病弱	自閉症・情緒障害						
		合計	小学校・前期課程(a)	中学校・後期課程(b)	5/1時点全児童数(c)	全児童割合(a/c)	5/1時点全生徒数(d)	全生徒割合(b/d)		合計	小学校・前期課程(e)	中学校・後期課程(f)	5/1時点全児童数(c)	全児童割合(e/c)	5/1時点全生徒数(d)	全生徒割合(f/d)
H24.5.1時点	176	176	120	56	13,243	0.91%	4,641	1.21%	0	－	－	－	13,243	－	4,641	－
H25.5.1時点	171	171	117	54	13,367	0.88%	4,734	1.14%	0	－	－	－	13,367	－	4,734	－
H26.4.28時点	185	185	120	65	13,627	0.88%	4,867	1.34%	0	－	－	－	13,627	－	4,867	－
H27.5.1時点	193	193	128	65	14,032	0.91%	4,873	1.33%	0	－	－	－	14,032	－	4,873	－
H28.5.1時点	207	207	136	71	14,500	0.94%	4,898	1.45%	0	－	－	－	14,500	－	4,898	－
H29.5.1時点	207	207	139	68	14,943	0.93%	4,859	1.40%	0	－	－	－	14,943	－	4,859	－
H30.5.1時点	227	221	141	80	15,389	0.92%	4,853	1.65%	1	5	－	5	15,389	－	4,853	0.10%
R1.5.1時点	243	236	150	86	15,907	0.94%	4,939	1.74%	0	7	－	7	15,907	－	4,939	0.14%
R2.5.1時点	265	247	160	87	16,562	0.97%	5,009	1.74%	0	18	－	18	16,562	－	5,009	0.36%
R3.5.1時点	283	259	176	83	17,021	1.03%	5,121	1.62%	1	23	－	23	17,021	－	5,121	0.45%
R4.5.1時点	323	276	182	94	17,502	1.04%	5,161	1.82%	0	47	－	47	17,502	－	5,161	0.91%
R5.5.1時点	339	289	193	96	17,706	1.09%	5,189	1.85%	0	50	－	50	17,706	－	5,189	0.96%
R6.5.1時点	398	334	219	115	17,891	1.22%	5,218	2.20%	0	64	10	54	17,891	0.06%	5,218	1.03%
R7.5.1時点	436	367	245	122	18,041	1.36%	5,268	2.32%	1	68	17	51	18,041	0.09%	5,268	0.97%
R8.5.1時点	460	386	258	128	18,020	1.43%	5,408	2.37%	0	74	25	49	18,020	0.14%	5,408	0.91%

< 特別支援学級に在籍する児童・生徒数、割合の推移の分析 >

- 特別支援学級の在籍児童・生徒数（全体）としては平成28年度以降、一貫して増加し、特に令和5年度以降の増加が大きく、令和5年度から令和6年度で59人増加、令和6年度から令和7年度で38人増加、令和7年度から令和8年度で24人増加となっている。
- 特別支援学級の在籍児童・生徒数（全体）に対して小学校・前期課程が全体の約6割を占めている。
- 特別支援学級の在籍児童が令和8年度の全児童に占める割合は約1.43％であり、およそ70人に1人が特別支援学級に在籍している水準である。
- 特別支援学級の在籍生徒が令和8年度の全生徒に占める割合は約2.37％であり、およそ42人に1人が特別支援学級に在籍している水準である。
- 令和8年度時点では特別支援学級の全児童・生徒460人に対して知的障害特別支援学級の児童・生徒は386人であり、約84％を知的障害特別支援学級が占めている。
- 病弱特別支援学級の在籍児童数は0人の年度が多く、最大でも1名の在籍となっている。
- 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数は平成30年度から令和8年度で69人増加している（平成30年度：5人、令和8年度74人）。令和6年度以降に小学校・前期課程で自閉症・情緒障害特別支援学級が開設されたことも大きい。

< 分析結果のまとめ >

- 特別支援学級在籍者数は一貫して増加、全児童・生徒に占める割合も上昇している。
- 増加の中心は知的障害特別支援学級だが、近年は自閉症・情緒障害特別支援学級の伸びが最も大きい。

【通級指導学級に在籍する児童・生徒数の推移について】

	総計	難聴通級指導学級				言語障害通級指導学級			情緒障害等通級指導学級			
		合計	小学校・前期課程 （台場小）	小学校・前期課程 （豊葉の杜学園）	中学校・後期課程 （豊葉の杜学園）	合計	小学校・前期課程 （戸越小）	小学校・前期課程 （台場小）	合計	中学校・後期課程 （大崎中）	中学校・後期課程 （浜川中）	中学校・後期課程 （富士見中）
H28.5.1時点	122	5	5	—	—	74	36	38	43	32	11	—
H29.5.1時点	123	5	5	—	—	61	28	33	57	33	13	11
H30.5.1時点	98	10	8	—	2	88	40	48	—	—	—	—
R1.5.1時点	97	13	11	—	2	84	41	43	—	—	—	—
R2.5.1時点	102	14	12	—	2	88	41	47	—	—	—	—
R3.5.1時点	103	15	12	—	3	88	43	45	—	—	—	—
R4.5.1時点	113	14	11	—	3	99	46	53	—	—	—	—
R5.5.1時点	111	13	11	—	2	98	47	51	—	—	—	—
R6.5.1時点	110	11	5	5	1	99	45	54	—	—	—	—
R7.5.1時点	117	13	2	9	2	104	48	56	—	—	—	—
R8.5.1時点	111	17	—	13	4	94	47	47	—	—	—	—

※情緒障害等通級指導学級は特別支援教室に移行

<通級指導学級に在籍する児童・生徒数、割合の推移の分析>

- 通級指導学級の在籍者数は概ね100人前後で推移しており、大きな増加は見られない。
- 平成28年度の153人が最多であり、平成30年度に98人まで減少し、その後は100人～120人程度で安定的に推移している。
- 難聴通級指導学級の児童・生徒数は平成28年度から令和8年度で12人増加している（平成28年度：5人、令和8年度17人）。小学校・前期課程の割合が高い。
- 言語障害通級指導学級の児童数はおおむね90～100人規模で安定的に推移している。
- 通級指導学級のうち言語障害通級指導学級の児童数が全体の約85％を占めている。

<分析結果のまとめ>

- 通級指導学級の在籍者数は横ばいとなっている。
- 構成の中心は言語障害通級指導学級であり、近年は90～100人規模で安定している。

【特別支援教室を利用している児童・生徒数の推移について】

	小学校・前期課程									中学校・後期課程					
	割合(b/a)	全児童数(a)	合計(b)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	割合(b/a)	全生徒数(a)	合計(b)	7年	8年	9年
H23.5.1付	—	13,112	—	データなし						—	4,671	—	データなし		
H24.5.1付	0.5%	13,243	69	4	14	14	10	11	16	0.5%	4,641	23	2	4	17
H25.5.1付	0.6%	13,367	85	9	14	17	17	13	15	0.4%	4,734	19	4	10	5
H26.5.1付	0.6%	13,627	86	6	15	18	12	23	12	0.6%	4,867	29	7	7	15
H27.5.1付	0.8%	14,032	117	18	16	19	25	16	23	0.7%	4,873	33	8	12	13
H28.5.1付	1.3%	14,500	184	37	27	37	30	28	25	0.9%	4,898	43	16	10	17
H29.5.1付	2.0%	14,943	296	46	64	43	54	53	36	1.2%	4,859	57	22	16	19
H30.5.1付	2.7%	15,389	417	59	81	89	59	70	59	1.9%	4,853	94	33	36	25
R1.5.1付	3.2%	15,907	516	49	88	121	118	68	72	2.2%	4,939	111	31	41	39
R2.5.1付	3.5%	16,562	582	83	73	110	137	114	65	2.3%	5,009	113	48	27	38
R3.5.1付	3.7%	17,021	630	68	120	99	116	124	103	2.3%	5,121	117	36	55	26
R4.5.1付	3.8%	17,502	670	90	99	142	110	114	115	2.7%	5,161	137	54	32	51
R5.5.1付	3.5%	17,706	619	97	102	107	130	87	96	2.4%	5,189	125	53	43	29
R6.5.1付	3.3%	17,891	584	89	123	119	85	94	74	2.5%	5,218	133	49	48	36
R7.5.1付	3.2%	18,041	582	88	117	130	108	69	70	2.4%	5,268	129	51	46	32
R8.5.1付	3.8%	18,020	686	116	112	150	129	114	65	2.4%	5,402	127	42	44	41

※品川区の特別支援教室は、小学校・前期課程では平成28年度、中学校・後期課程では平成30年度より導入した。

特別支援教室を導入する以前は情緒障害通級指導学級の児童・生徒数を示している。

< 特別支援教室に在籍する児童・生徒数、割合の推移の分析 >

- 特別支援教室に在籍する児童・生徒数は平成27年度から急拡大し、現在も高水準で推移している。
- 特に小学校・前期課程における利用が圧倒的に多く、特別支援教育ニーズの受け皿として中心的な役割を担っている。
- 特別支援教室の児童数は平成24年度から令和8年度で617人増加している（平成24年度：69人、令和8年度686人）。特に平成28年度から平成29年度、平成29年度から平成30年度、平成30年度から令和元年度の3か年度の増加が著しく、急速に増加している。
- 特別支援教室の生徒数は平成24年度から令和8年度で104人増加している（平成24年度：23人、令和8年度127人）。増加の規模は小学校・前期課程ほど大きくない。また令和4年度以降は横ばいの状態である。
- 特別支援教室を利用している児童が令和8年度の全児童に占める割合は約3.81％であり、およそ26人に1人が特別支援教室を利用している水準である。
- 特別支援教室を利用している生徒が令和8年度の全生徒に占める割合は約2.35％であり、およそ43人に1人が特別支援教室を利用している水準である。
- 学年毎の分析では小学校・前期課程においては3年生が最多であり、高学年になるほど減少している。中学校・後期課程においては学年間の差は小さくなっている。

< 分析結果のまとめ >

- 特別支援教室利用者数は小学校・前期課程を中心に大幅に増加している。
- 一方、中学校・後期課程の利用割合は近年については横ばい傾向がみられる。

品川区の特別支援教育の現状等について

■ 区の特別支援教育の方針

- ・ 障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援を行う。
- ・ 文部科学省のインクルーシブ教育システムの考え方、東京都の特別支援教育推進計画等を参照し、特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対応するため、特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室等の一人一人に合わせたきめ細やかな教育を実現するための仕組みを構築する。

■ 障害種別毎の現状の整理

※全ての障害を記載しているものではなく、また、複数の障害を有する場合もある。

種別	説明	対応状況	論点・課題
視覚障害・弱視	視機能（視力、視野、色覚など）が永続的に低下することより、学習や生活に困難がある状態	（視覚障害は都立特別支援学校にて対応、弱視は大田区の東調布第三小学校の通級指導学級にて対応） ★各障害種について、通常の学級に在籍している児童・生徒に対して当該児童・生徒の状況に応じて、合理的配慮等の視点から各校で対応している場合がある（以下同じ）。	○大田区の弱視通級は、直近5年間で0～3名の利用実績。 ○学級整備には大きな設備投資、専門人材の確保が必要。 ○副籍制度に基づく交流活動
聴覚障害・難聴	身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態	●難聴通級指導学級（通級）にて対応 豊葉の杜学園 1～6年生：きこえの教室 7～9年生：難聴通級指導学級 ※生活上、頻繁に援助を必要とし、個別な配慮や支援が必要な場合は都立特別支援学校にて対応	○難聴通級指導学級の利用児童・生徒数は直近5年間15名前後で推移。 ○利用審査会の開催は年度内後期利用、次年度前期利用の2回。 ○対象児童・生徒は全員利用できているため、増設の必要性の有無については検討が必要。 ○副籍制度に基づく交流活動

知的障害	同年齢の子供と比べ、認知や言語などにかかわる知的機能の発達に遅れがあり、他人との意思の交換等についての適応能力も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態	●知的障害特別支援学級（固定学級）にて対応 小学校・前期課程（11校） 第一日野小学校、浜川小学校、中延小学校、浅間台小学校、上神明小学校、日野学園、伊藤学園、八潮学園、荏原平塚学園、品川学園、豊葉の杜学園 中学校・後期課程（7校） 荏原第五中学校、日野学園、伊藤学園、八潮学園、荏原平塚学園、品川学園、豊葉の杜学園 ※生活上、頻繁に援助を必要とし、個別な配慮や支援が必要な場合は都立特別支援学校にて対応	○知的障害特別支援学級の在籍児童数は、直近5年間で182名→258名に増加（+76名、1.42倍）。在籍生徒数は、直近5年間で94名→128名に増加（+34名、1.36倍）。 ○小学校・前期課程、中学校・後期課程ともに増加傾向にあり、知的障害特別支援学級の増設について検討が必要。 ➡改築校が完成する前の時期に、増設の必要性の有無については、検討が必要。 ➡開設場所（教室の確保など）の検討が必要。 ○交流及び共同学習について ○副籍制度に基づく交流活動
肢体不自由	身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態	●通常の学級において合理的配慮として対応 ●医療的ケア児に対する看護師配置事業 ●学校生活支援員（介助員）配置事業 ※生活上、頻繁に援助を必要とし、個別な配慮や支援が必要な場合は都立特別支援学校にて対応	○合理的配慮に関する教職員の対応力を上げるための研修を充実化する。 ○就学相談で合理的配慮が必要な児童生徒の状況を把握し、学校へ連携する。 ○医療的ケア児（小学校・前期課程）の数は直近5年間で4名→9名に増加。 ○学校からの申請に基づき、学校生活支援員を配置している。 ○副籍制度に基づく交流活動
病弱・身体虚弱	心身が病気のため弱っている状態や、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態	●昭和医科大学病院に入院する医療上の管理が必要な児童を対象として病弱特別支援学級（固定学級）にて対応 小学校・前期課程（1校） 清水台小学校 ※生活上、頻繁に援助を必要とし、個別な配慮や支援が必要な場合は都立特別支援学校にて対応	○在籍児童数0名の年度あり。最大で1名。 ○教育相談実施利用数は直近5年間で年間50名前後で推移。 ○増設の必要なし。

言語障害	発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況。また、そのため本人が引け目を感じるなど、社会生活上不都合な状態	●言語障害通級指導学級（通級）にて対応 小学校・前期課程（2校） 戸越小学校、台場小学校	○言語障害通級指導学級の利用児童数は直近5年間100名前後で推移。 ○利用審査会の開催は年度内後期利用、次年度前期利用の2回。 ○対象児童は全員利用できているため、増設の必要性の有無については検討が必要。
情緒障害	周囲の環境から受けるストレスにより、場面によって話ができないなど、自分の意思ではコントロールできない心身の状態が継続し、学習や生活に困難がある状態	●自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）にて対応 小学校・前期課程（2校） 宮前小学校、伊藤小学校 中学校・後期課程（2校） 浜川中学校、大崎中学校 ※富士見台中学校（R9.4開設） ●特別支援教室（通級）にて対応 全区立学校に設置 小学校・前期課程の拠点校12校 中学校・後期課程の拠点校3校	【自閉症・情緒障害特別支援学級】 ○自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍児童数は、直近3年間で10名→25名に増加（+15名、2.50倍）。在籍生徒数は、直近5年間で50名前後で推移。 ○小学校・前期課程は令和6年4月宮前小、令和8年4月伊藤小に開設。 ○中学校・後期課程は平成30年4月浜川中、令和4年4月大崎中に開設。 ○浜川中の在籍生徒が35名前後で推移、偏りがあり、令和9年4月富士見台中に開設予定。 ○小学校・前期課程、中学校・後期課程ともに増加傾向にあり、自閉症・情緒障害特別支援学級の増設について検討が必要。 ➡改築校が完成する前の時期に、増設の必要性の有無については、検討が必要。 ➡開設場所（教室の確保など）の検討が必要。 ○通常の学級に準ずる教育課程を実施することと教員定数について、検討が必要。 ○交流及び共同学習について

情緒障害 (つづき)			【特別支援教室】 ○特別支援教室に年度途中で入級する児童・生徒数が、退級する児童・生徒数を上回っている。 ○特別支援教育校内委員会について ○特別支援教室訪問指導教員と通常の学級担任との連携 ○通常の学級の児童・生徒への理解・啓発について
自閉症 (ASD)	①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわるという特徴があり、これらにより、学習上及び生活上、様々な困難に直面している状態	●自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）にて対応 ●特別支援教室（通級）にて対応	【特別支援教室】 ○特別支援教室の利用児童数は年度による増減が大きく、令和 8 年度 686 名、令和 7 年度 582 名。一方、利用生徒数は直近 5 年間で 130 名前後で推移。 ○全校に設置しているものの、小学校・前期課程の利用児童の増加が著しい。 ○特別支援教室に年度途中で入級する児童・生徒数が、退級する児童・生徒数を上回っている。 ○利用相談会の開催は学期毎で年 3 回。 ○訪問校の児童数に偏りが生じつつあるため、拠点校の増設または組み換えの必要性の有無について検討が必要。 ○特別支援教育校内委員会について ○特別支援教室訪問指導教員と通常の学級担任との連携 ○通常の学級の児童・生徒への理解・啓発について 【自閉症・情緒障害特別支援学級】 ○通常の学級に準ずる教育課程を実施することと教員定数について、検討が必要。 ○交流及び共同学習について

学習障害（LD）	全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難に直面している状態	●特別支援教室（通級）にて対応 ●通常の学級の教員も含めた学習障害（LD）に関する動画研修の配信	○特別支援教室を利用していない児童にも学習障害の児童生徒が一定数いると推測。 ○「勉強を怠けているだけ」と思われてしまう傾向があり、通常の学級の教職員への学習障害に対する理解・啓発（気づきの段階や合理的配慮について）の研修を充実化する。 ○小学校・前期課程では発達障害教育支援員、中学校では学習支援員を配置。 ○特別支援教室に年度途中で入級する児童・生徒数が、退級する児童・生徒数を上回っている。 ○学習障害の児童・生徒における合理的配慮について ○特別支援教育校内委員会について ○特別支援教室訪問指導教員と通常の学級担任との連携 ○通常の学級の児童・生徒への理解・啓発について
注意欠陥多動性障害（ADHD）	年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、多動性又は衝動性により、生活上、様々な困難に直面している状態	●特別支援教室（通級）にて対応	○特別支援教室を利用していない児童にも注意欠陥多動性障害の児童生徒が一定数いると推測。 ○小学校・前期課程では発達障害教育支援員を配置。 ○特別支援教室に年度途中で入級する児童・生徒数が、退級する児童・生徒数を上回っている。 ○特別支援教育校内委員会について ○特別支援教室訪問指導教員と通常の学級担任との連携 ○通常の学級の児童・生徒への理解・啓発について

高次脳機能障害	病気やけがで脳に傷がついたことにより、注意力・記憶力・言語・感情のコントロール等がうまく働かなくなり、生活上、様々な困難に直面している状態	●通常の学級において合理的配慮として対応 ●学校生活支援員（介助員）配置事業	○令和 8 年 4 月 1 日施行となった高次脳機能障害者支援法の周知・理解について
---------	---	---	--

品川区の特別支援教育のあり方に対する基本的な考え方(案)

■ 区の特別支援教育の基本的な考え方(案)

- ・ 障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援を行う。
- ・ 文部科学省のインクルーシブ教育システムの考え方、東京都の特別支援教育推進計画等を参照し、特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対応するため、特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室等の一人一人に合わせたきめ細やかな教育を実現するための仕組みを一層、充実化していく。

■ 特別支援教育推進計画の対象領域

- ・ 本計画が主として対象とするインクルーシブ教育は義務教育（学校教育）における特別支援教育とする。
- ・ 特別支援教育の対象領域としては、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援することを基本的な視点とし、例えば外国にルーツのある児童・生徒への日本語教育等は主たる領域とはしない。

■ 体系図案(方向性、施策および事業)

方向性	施策	事業
Ⅰ 多様な児童・生徒が共に学ぶための環境整備	1 支援体制の充実	教職員への理解啓発のための研修
		特別支援教育推進の中核となる教員（コーディネーター）の養成
	2 学びの場の環境整備	既存の特別支援学級・特別支援教室の環境整備
		知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級の新設
Ⅱ 一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援の充実	1 指導・支援内容の充実	教職員への指導力向上のための研修
		各種支援員、特別支援教室専門員に対する研修
	2 きめ細やかな支援の充実	学習支援員・学校生活支援員の配置（委託）
		発達障害教育支援員の小学校・義務教育学校（前期課程）への配置（派遣）
		医療的ケア看護師の配置（派遣）
	3 就学前からの早期連携	就学相談などの相談体制の充実
	4 専門家による支援	巡回相談員による支援
		専門家による訪問相談
Ⅲ 共生社会に向けたインクルージョンの推進	1 教育におけるインクルージョンの推進	副籍制度による交流活動
		交流及び共同学習
		キャリア教育、進学支援

■ 第1回会議での審議事項

- ・品川区の特別支援教育の障害種別毎の整理における論点・課題に対するご意見
- ・体系図案に対するご意見
- ・当事者（児童・生徒、保護者）の声を反映させることに対するご意見（手法等）
- ・その他

特別支援教育推進計画の構成(案)

1 計画策定の概要

- 1.1 計画策定の経緯および目的
- 1.2 計画の位置づけ
- 1.3 計画の期間
- 1.4 計画の対象
- 1.5 計画の進め方
- 1.6 計画とSDGs

2 区の特別支援教育の現状

- 2.1 全体像
- 2.2 特別支援学級等の設置状況

3 区の「特別支援教育のあり方」に対する基本的な考え方

- 3.1 計画の理念
- 3.2 施策の体系

4 取組の方向・具体的な取組内容

4.1 多様な児童・生徒が共に学ぶための環境整備

4.1.1 支援体制の充実

- 教職員への理解啓発のための研修
- 特別支援教育推進の中核となる教員（コーディネーター）の養成

4.1.2 学びの場の環境整備

- 既存の特別支援学級・特別支援教室の環境整備
- 知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級の新設

4.2 一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援の充実

4.2.1 指導・支援内容の充実

- 教職員への指導力向上のための研修
- 各種支援員、特別支援教室専門員に対する研修

4.2.2 きめ細やかな支援の充実

- 学習支援員・学校生活支援員の配置（委託）
- 発達障害教育支援員の小学校・義務教育学校（前期課程）への配置（派遣）
- 医療的ケア看護師の配置（派遣）

4.2.3 就学前からの早期連携

- 就学相談などの相談体制の充実

4.2.4 専門家による支援

- 巡回相談員による支援
- 専門家による訪問相談

4.3 共生社会に向けたインクルージョンの推進

4.3.1 教育におけるインクルージョンの推進

- 副籍制度による交流活動
- 交流及び共同学習
- キャリア教育、進学支援

当事者(児童・生徒、保護者)の意見聴取方法・内容 (案)

【目 的】

品川区の特別支援教育に関する満足度やニーズを的確に把握し、今後の計画策定や施策の推進の基礎資料とする。

【実施方法】

アンケート調査(オンライン含む)

＊WEBアンケートフォームにより回答

＊保護者へのアンケート調査票内に児童・生徒へのアンケート項目を設け、保護者付添のもとで回答

【期 間】

令和8年9月中旬～11月下旬の間に実施予定

【対 象】

特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級に在籍する児童・生徒および保護者

対象者数:1,384(小学校1,076、中学校308) ＊令和8年5月1日現在

【アンケート項目】 選択方式で回答(自由記入あり)

1 基本情報

○在籍学年 ○在籍学級(教室) ○指導を受けていることで、良かったと感じているところ ○在籍学級(教室)について、どの程度満足しているか ○在籍学級(教室)について、負担に感じることは何か(選択肢:送迎など) ○品川区の特別支援教育の取組について、どの程度満足しているか

2 共生社会の実現に向けた教育について

○交流及び共同学習について、

保護者

・取組内容について知っているか ・取組について、学校からの情報発信がされていると思うか

児童・生徒

・お互いを知ることができたと思うか ・印象に残っている交流は何か など

3 学校での支援体制について

保護者

○学校支援生活シートが活用されていると思うか ○個別指導計画に基づいた指導や支援が行われていると思うか ○就学支援シートが活用されたと思うか ○学校において、合理的配慮の理解・啓発は進んでいると感じるか ○ICT機器(タブレット端末や電子黒板など)を活用した授業や学習支援が充実していると思うか など

児童・生徒

○先生はあなたに合った方法で教えてくれるか ○学習や生活をするうえで先生に特に気にしてほしいことはあるか など

など